

## 募 集 要 項

一般社団法人 公共建築協会

項 目	内 容
業 務 内 容	建築材料等の評価申請書の審査業務の補助
勤 務 場 所	東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル6階 一般社団法人公共建築協会
勤 務 時 間	令和6年11月から令和7年2月までの、土日祝日を除く平日の希望日 (勤務状況の評価により、更新する場合がある。)
勤 務 時 間	9:30～16:30 (お昼休みの 12:00～13:00 を除く。) * 応相談
給 与	11,000 円/日、交通費は実費を支給 * 応相談 (勤務時間に連動)
福利厚生その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有給休暇：なし</li> <li>・賞与 (夏・冬)：なし</li> <li>・労災保険：適用あり</li> <li>・その他、関係法令、当協会規則による</li> </ul>
応 募 資 格	<p>要件A (資格) または要件B (経験) を有する者。ただし、建築材料・設備機材等品質性能評価事業の申請者 (申請しようとする者を含む。以下「申請者」という。)、申請者の協力会社等に所属する者を除く。</p> <p>要件A (資格)：公共建築工品質確保技術者ⅠまたはⅡ 要件B (経験)：公共建築工事における実務経験のうち、以下の①または②の項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の発注関係事務 (注1) に、指導的立場 (注2) で5年以上の経験を有する者。 ②公共建築工事の発注関係事務に、担当者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>(注1)：発注関係事務とは、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務をいう。(品確法第7条) (注2)：指導的立場とは、発注関係事務を管理及び統括する立場をいう。</p>
応 募 方 法	<p>応募用紙に必要事項を記入し、建築材料等評価部あてメールまたは FAX で送信してください。</p> <p>メール：hyokajigyo-a@pba.or.jp      FAX：03-3523-1827</p>

※公共建築協会の事業内容は、ホームページ (<https://www.pbaweb.jp/>) をご覧ください。